

2024年3月  
箱根登山鉄道株式会社

## 旅客営業規則改定のお知らせ

箱根登山鉄道（本社：神奈川県小田原市）では、下記のとおり、旅客営業規則を改定しますので、お知らせいたします。

### 記

- 1 施行日  
2024年4月1日(月) 初電より
- 2 改定内容  
新旧対照表（次葉以降を参照）のとおり

以 上

箱根登山鉄道株式会社「旅客営業規則」の一部改定

改 定	現 行
<p>(この規則の目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>株式会社小田急箱根</u>（以下「当社」という。）の<u>鉄道線及び鋼索線による</u>旅客運送及びこれに付帯する入場券の発売等の事業（以下これらを「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第2条</b> 当社の経営する鉄道による旅客運送については、別に会社が公示をする場合を除いて、この規則の定めによるほか、この規則に定めのない事項については、別に定めるものとする。</p> <p>2 当社はこの規則を相当な範囲で変更できるものとする。この場合、当社は変更<u>及び</u>変更内容を<u>あらかじめ</u>告知するものとする。また、変更後の効力発生日以降に旅客が当社線を利用した場合、旅客はこの変更に同意したものとみなす。</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第3条</b> この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)「当社線」とは、当社の経営する鉄道線・鋼索線をいう。</p> <p><u>(2)「鉄道線」とは、小田原駅～強羅駅間の路線をいい、「鋼索線」とは、強羅駅～早雲山駅の路線をいう。</u></p> <p><u>(3)「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。</u></p> <p><u>(4)「列車等」とは、旅客の運送を行う電車をいう。</u></p> <p><u>(5)「特別急行列車」とは、小田原駅～箱根湯本駅間の座席を指定した列車をいう。</u></p> <p><u>(6)「サルーン」とは、座席定員上特別な定めをした座席をいい、第12条の規定による表示をしたものをいう。</u></p> <p><u>(7)「座席券」とは箱根湯本駅～強羅駅間の社が別に指定した列車に乗車する場合に、乗車月日・乗車列車及び乗車車両等を指定して発売するものをいう。</u></p> <p><u>(8)「夜のあじさい号」とは、箱根湯本駅～強羅駅間の臨時旅客列車で座席を指定した列車をいう。</u></p> <p><u>(9)「乗車券類」とは、乗車券、特別急行券、サルーン券及び座席券をいう。</u></p> <p><u>(10)「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。</u>ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。</p>	<p>(この規則の目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、箱根登山鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客運送及びこれに付帯する入場券の発売等の事業（以下これらを「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第2条</b> 当社の経営する鉄道による旅客運送については、別に会社が公示をする場合を除いて、この規則の定めによるほか、この規則に定めのない事項については、別に定めるものとする。</p> <p>2 当社はこの規則を相当な範囲で変更できるものとする。この場合、当社は変更および変更内容を予め告知するものとする。また、変更後の効力発生日以降に旅客が当社線を利用した場合、旅客はこの変更に同意したものとみなす。</p> <p>(適用範囲)</p> <p><b>第3条</b> この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)「当社線」とは、当社の経営する鉄道線・鋼索線をいう。</p> <p>(2)「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。</p> <p>(3)「列車等」とは、旅客の運送を行う電車をいう。</p> <p>(4)「特別急行列車」とは、小田原駅～箱根湯本駅間の座席を指定した列車をいう。</p> <p>(5)「サルーン」とは、座席定員上特別な定めをした座席をいい、第12条の規定による表示をしたものをいう。</p> <p>(6)「座席券」とは箱根湯本駅～強羅駅間の社が別に指定した列車に乗車する場合に、乗車月日・乗車列車及び乗車車両等を指定して発売するものをいう。</p> <p>(7)「夜のあじさい号」とは、箱根湯本駅～強羅駅間の臨時旅客列車で座席を指定した列車をいう。</p> <p>(8)「乗車券類」とは、乗車券、特別急行券、サルーン券及び座席券をいう。</p> <p>(9)「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。</p>
(中 略)	(中 略)
<p>(旅客の提出する書類)</p> <p><b>第11条</b> 旅客の運送等の契約に関して旅客等が当社に提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、<u>かつ</u>、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。</p> <p>2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に対応する証印を押すものとする。</p>	<p>(旅客の提出する書類)</p> <p><b>第11条</b> 旅客の運送等の契約に関して旅客等が当社に提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し且つ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。</p> <p>2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に対応する証印を押すものとする。</p>
(中 略)	(中 略)
<p>(乗車券類の発売日)</p> <p><b>第21条</b> 乗車券類は、次の各号に定めるものを除いて発売当日から有効となるものを発売する。</p> <p>(1) 特別急行券・サルーン券と同時に発売する普通乗車券及び団体乗車券は、乗車日の1箇月前の同じ日から発売することができる。</p> <p>(2) 定期乗車券は有効期間の開始日の14日前から発売する。</p> <p>(3) 団体乗車券<u>及び</u>貸切乗車券は、運送引き受け後であって、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から発売する。</p> <p>(4) 特別急行券、サルーン券は、乗車日の1箇月前の同じ日から発売する。ただし、当社線内相互間の特別急行券は除く。</p> <p>(5) 特別急行券、サルーン券は、乗車日の1箇月前の同じ日から発売する。ただし、当社線内相互間の特別急行券は除く。</p> <p>(6) 特別急行券、サルーン券は、乗車日の1箇月前の同じ日から発売する。ただし、当社線内相互間の特別急行券は除く。</p> <p>2 当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第1項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発</p>	<p>(乗車券類の発売日)</p> <p><b>第21条</b> 乗車券類は、次の各号に定めるものを除いて発売当日から有効となるものを発売する。</p> <p>(1) 特別急行券・サルーン券と同時に発売する普通乗車券及び団体乗車券は、乗車日の1箇月前の同じ日から発売することができる。</p> <p>(2) 定期乗車券は有効期間の開始日の14日前から発売する。</p> <p>(3) 団体乗車券および貸切乗車券は、運送引き受け後であって、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から発売する。</p> <p>(4) 特別急行券、サルーン券は、乗車日の1箇月前の同じ日から発売する。ただし、当社線内相互間の特別急行券は除く。</p> <p>(5) 特別急行券、サルーン券は、乗車日の1箇月前の同じ日から発売する。ただし、当社線内相互間の特別急行券は除く。</p> <p>(6) 特別急行券、サルーン券は、乗車日の1箇月前の同じ日から発売する。ただし、当社線内相互間の特別急行券は除く。</p> <p>2 当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第1項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発</p>

改 定

現 行

売日から発売することがある。  
3 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。

売日から発売することがある。  
3 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。

(中 略)

(中 略)

(割引乗車券等の不正使用等の取扱)

(割引乗車券等の不正使用等の取扱)

第 2 4 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は、通学定期乗車券もしくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対してこれらの乗車券の発売を停止することがある。

第 2 4 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は、通学定期乗車券若しくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、この使用資格者に対してこれらの乗車券の発売を停止することがある。

(中 略)

(中 略)

(被救護者割引普通乗車券の発売)

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第 3 0 条 学校及び救護施設指定取扱規則第 2 1 条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 3 1 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

第 3 0 条 学校及び救護施設指定取扱規則第 2 1 条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 3 1 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため被救護者に付添人をつける場合で被救護者とその付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人を限って前項の規定を準用する。

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため被救護者に付添人をつける場合で被救護者とその付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人を限って前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって付添人に対して、割引普通乗車券を発売する場合は被救護者が往路用の片道乗車券を購入する時であっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

3 前項の規定によって付添人に対して、割引普通乗車券を発売する場合は被救護者が往路用の片道乗車券を購入する時であっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

(被救護者割引証)

第 3 1 条 被救護者は前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは、付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称ならびにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。

第 3 1 条 被救護者は前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは、付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりとする。

(省 略)

(省 略)

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

(中 略)

(中 略)

(通勤定期乗車券の発売)

(通勤定期乗車券の発売)

第 3 5 条 旅客が区間及び経路を同じく乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

第 3 5 条 旅客が区間及び経路を同じく乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

表

表

**PASMO・定期券購入申込書(兼個人情報変更申込書)**

**●最初に必ずお読みください●**

以下の「個人情報の取扱い」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申込みます。

■記名PASMOの購入、記名PASMOへの変更、PASMOの個人情報変更をお客さまの場合

PASMOに關して記入いただいた個人情報(株)バスモで管理します。

お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。  
① PASMOの購入、変更・払い戻し等の申込み内容の確認  
② (株)バスモからご連絡する必要がある場合の連絡先の確認(PASMOの拾得時等)

(株)バスモでは、記入していただいた個人情報を、今後、上記利用目的の範囲内で取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

(株)バスモは、(株)バスモとの相互利用契約を締結したICカードの発行事業者との間で、小児用ICカード発売にあたっての申込み内容の確認を目的として、個人情報(氏名、生年月日、性別、電話番号)の共同利用を行います。共同利用における個人情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道(株)とします。

■PASMO定期券、磁気定期券をご購入のお客さまの場合

定期券に關して記入していただいた個人情報(株)バスモで管理します。

お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。  
① 定期券の購入、変更・払い戻し等の申込み内容の確認  
② 当社からご連絡する必要がある場合の連絡先の確認(定期券の拾得時等)

当社では、記入していただいた個人情報(株)バスモで、今後、上記利用目的の範囲内で取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

**●お申込み内容は裏面にご記入ください●**

**●表面に記載された「個人情報の取扱い」に同意し、申し込みます●**

※発行を禁止する為、通学定期券をお客さまのお持ち込みは、初回だけでなく、継続購入時にも通学証明書もしくは通学定期券再購入乗券の発行証明書(印)が必要となります。

申請し込み内容  
PASMO定期券購入 PASMO定期券購入 福祉定期券からPASMO定期券への変更 PASMOの個人情報を  
PASMO購入 PASMO購入し直し PASMO購入 PASMO購入し直し PASMO購入し直し PASMO購入し直し

オ ナ メ  
性別  男  女

生 年 月 日  
年 月 日

電 話 番 号  
ハイフン( )は不要です。

チャージ金額  
円 ※チャージ金額は1000円単位で50,000円までです。

定期券内容  
① 申請し込み内容  
② 定期券の種類  
③ 乗車区間  
④ 乗車券の種別  
⑤ 有効期限

※通学定期券再購入する場合は必ず発行証明書(印)を添付してください。

※別のPASMO定期券の購入時は、別途300円が必要です。

※お支払い方法は現金のみとなります。

以下乗車券購入者  
① 小児用PASMO専用  
② 障害者  
③ 障害者  
④ 障害者  
⑤ 障害者

⑥ 発行事業者  
⑦ 発行事業者



改定

裏

●表면에記載された「個人情報の取扱い」に同意し、申し込みます●

お申し込み内容  
お申し込み内容  
PASMO定期券の購入  
PASMO購入しない  
PASMO購入しない  
PASMO購入しない

お名前  
姓  名  姓  性別

生年月日  
西暦 年 月 日

電話番号  
ハイフン以降は不要です。

お支払い方法  
現金・クレジット

定期券内容  
お申し込み内容  
新 様 続 続  
定期券の種類  通 勤 ・ 通 学 ( 大 学 校 ・ 高 校 ・ 中 学 校 ・ 小 学 校 )  
乗 車 区 間  駅 から  駅 まで  
使 用 期 間 日  年  月  日 から  
有 効 期 間  1 箇 月 ・  3 箇 月 ・  6 箇 月

①取得要旨  
取得要旨  
取得要旨  
取得要旨

②発行定期券内容確認  
大人  小児  大学生  高校生  小中

(通学定期乗車券の発売)

- 第36条 指定学校の学生、(第40条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示しかつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときには、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。
- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合。
  - (2) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合。
- 2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

契約  
通 学 証 明 書

No.

学校種別又は指定書号  区分

通学者の氏名・年齢  (才)

通学者の居住地

部科及び学年  部  科  学年(年次)

証明書番号

通学区間  駅  駅間  理由

通学定期乗車券の有効期間  箇月

※通学定期乗車券の使用開始日  年  月  日から

卒業予定年月日  年  月  日まで

年  月  日発行

証 明 書 校 所 在 地  代表者   
学 校 代 表 者 氏 名  職 印

1. この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。
2. この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は発行者が記入(性別は、該当のものを含めて)してください。
3. この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。
4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の捺印、その他記入事項については代表者の捺印のないものは使用できません。

下欄には、記入しないで下さい。

年 <input type="text"/>	月 <input type="text"/>	日まで
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

(備考) 必要により、様式の上部余白に学校の最寄駅欄を印刷する

- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項及び第8項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の開始日とする場合に限る。
- 4 指定学校の学生、生徒が実習のため実習場まで乗車する場合で当社が必要と認める場合は第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(中略)

(団体乗車券の発売)

- 第43条 一団となった旅客の全員が、発着を同じくし、その全行程を同一の人数で旅行する場合であって、次の

現行

裏

PASMO・定期券購入申込書(個人情報変更申込書)

●最初に必ずお読みください●

以下の個人情報取扱いおよびPASMO取扱い、当社の取扱いに同意し、申し込みます。

●PASMOの購入、配布PASMOへの変更、PASMOの個人情報変更するお申し込みの場合  
PASMOに記入していた個人情報に同意して変更します。  
お申し込み内容に記入していた個人情報に同意して変更します。  
PASMOの購入、配布、お申し込み内容に同意して変更します。  
お申し込み内容に記入していた個人情報に同意して変更します。

●PASMOの購入、配布PASMOへの変更、PASMOの個人情報変更するお申し込みの場合  
PASMOに記入していた個人情報に同意して変更します。  
お申し込み内容に記入していた個人情報に同意して変更します。  
PASMOの購入、配布、お申し込み内容に同意して変更します。  
お申し込み内容に記入していた個人情報に同意して変更します。

●PASMOの購入、配布PASMOへの変更、PASMOの個人情報変更するお申し込みの場合  
PASMOに記入していた個人情報に同意して変更します。  
お申し込み内容に記入していた個人情報に同意して変更します。  
PASMOの購入、配布、お申し込み内容に同意して変更します。  
お申し込み内容に記入していた個人情報に同意して変更します。

●お申し込み内容は裏面に記載してください●

(通学定期乗車券の発売)

- 第36条 指定学校の学生、(第40条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示しかつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときには、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。
- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合。
  - (2) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合。
- 2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

契約  
通 学 証 明 書

No.

学校種別又は指定書号  区分

通学者の氏名・年齢  (才)

通学者の居住地

部科及び学年  部  科  学年(年次)

証明書番号

通学区間  駅  駅間  理由

通学定期乗車券の有効期間  箇月

※通学定期乗車券の使用開始日  年  月  日から

令和  年  月  日発行

証 明 書 校 所 在 地  代表者   
学 校 代 表 者 氏 名  職 印

1. この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。
2. この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は発行者が記入(性別は、該当のものを含めて)してください。
3. この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。
4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の捺印、その他記入事項については代表者の捺印のないものは使用できません。

下欄には、記入しないで下さい。

年 <input type="text"/>	月 <input type="text"/>	日まで
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

(備考) 必要により、様式の上部余白に学校の最寄駅欄を印刷する

- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項及び第8項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の開始日とする場合に限る。
- 4 指定学校の学生、生徒が実習のため実習場まで乗車場合で当社が必要と認める場合は第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(中略)

(団体乗車券の発売)

- 第43条 一団となった旅客の全員が、発着を同じくし、その全行程を同一の人数で旅行する場合であって、次の

改 定	現 行
<p>各号に該当し、かつ、当社が団体として運送の引き受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。</p> <p>(1) 学生団体</p> <p>ア. 次に該当する学校等の学生等が25人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。）又はこれに同行する旅行者によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143条）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が25人未満であってもその取扱いをする。</p> <p>（ア）指定学校の学生・生徒・児童又は幼児 （イ）児童福祉法第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童</p> <p>イ. アの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。</p> <p>（ア）幼稚園の幼児、保育所の児童及び幼保連携型認定こども園又は小学校3学年以下の児童であるとき。 （イ）障害又は虚弱のため、当社において付添いを必要と認めるとき。</p> <p>ウ. アの旅行者は、当該団体を構成する人員が100人まで<u>ごとに</u>1人とする。</p> <p>(2) 普通団体</p> <p>前各号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で責任のある代表者が引率するもの。</p> <p>2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対して特殊取扱いを行い、団体乗車券を発売することがある。</p> <p>※ 団体構成人員には付添人、同行業者等を含む。</p> <p>3 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	<p>各号に該当し、かつ、当社が団体として運送の引き受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。</p> <p>(1) 学生団体</p> <p>ア. 次に該当する学校等の学生等が25人以上とその付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。）又はこれに同行する旅行者によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143条）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が25人未満であってもその取扱いをする。</p> <p>（ア）指定学校の学生・生徒・児童又は幼児 （イ）児童福祉法第39条に規定する保育所および法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童</p> <p>イ. アの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。</p> <p>（ア）幼稚園の幼児、保育所の児童および幼保連携型認定こども園又は小学校3学年以下の児童であるとき。 （イ）障害又は虚弱のため、当社において付添いを必要と認めるとき。</p> <p>ウ. アの旅行者は、当該団体を構成する人員が100人まで毎に1人とする。</p> <p>(2) 普通団体</p> <p>前各号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で責任のある代表者が引率するもの。</p> <p>2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対して特殊取扱いを行い、団体乗車券を発売することがある。</p> <p>※ 団体構成人員には付添人、同行業者等を含む。</p> <p>3 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>
<p>(貸切旅客に対する運賃予約金等)</p> <p><b>第55条</b> 社が必要と認める場合は、その貸切運賃の1割に相当する額を運賃予約金として収受することができる。この運賃予約金は申込者がその申込を取り消した場合は返還しない。</p> <p>2 前項の規定による予約金は、社において指定した日までに指定した方法にて納付するものとし、申込者が、その期日までに予約金を納付しなかったときは、その申込が取り消されたものとみなす。</p> <p>3 約金の納付後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、<u>かつ</u>、納付すべき貸切旅客運賃・料金が減じたときは、減額分相当の予約金を返還することがある。</p> <p>4 前項の規定による予約金は、貸切乗車券発売の際、運賃・料金の一部に充当し、過剰額があってもその過剰額は返還しない。</p> <p>5 予約金は、次の各号に該当する場合に限り、その納付額の返済を行う。</p> <p>(1) 社の都合によって解約した場合。 (2) 天災事変等の原因によって、貸切の旅行ができなくなった場合。</p> <p>6 予約金に対しては、利子を付さない。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	<p>(貸切旅客に対する運賃予約金等)</p> <p><b>第55条</b> 社が必要と認める場合は、その貸切運賃の1割に相当する額を運賃予約金として収受することができる。この運賃予約金は申込者がその申込を取り消した場合は返還しない。</p> <p>2 前項の規定による予約金は、社において指定した日までに指定した方法にて納付するものとし、申込者が、その期日までに予約金を納付しなかったときは、その申込が取り消されたものとみなす。</p> <p>3 約金の納付後において、社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、<u>且つ</u>、納付すべき貸切旅客運賃・料金が減じたときは、減額分相当の予約金を返還することがある。</p> <p>4 前項の規定による予約金は、貸切乗車券発売の際、運賃・料金の一部に充当し、過剰額があってもその過剰額は返還しない。</p> <p>5 予約金は、次の各号に該当する場合に限り、その納付額の返済を行う。</p> <p>(1) 社の都合によって解約した場合。 (2) 天災事変等の原因によって、貸切の旅行ができなくなった場合。</p> <p>6 予約金に対しては、利子を付さない。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>
<p>(大人片道普通旅客運賃)</p> <p><b>第77条</b> 大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 鉄道線 別表第1号ロに定める額とする。</p> <p>(2) 鋼索線 別表第1号ハに定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>(大人定期旅客運賃)</p> <p><b>第95条</b> 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 鉄道線</p>	<p>(大人片道普通旅客運賃)</p> <p><b>第77条</b> 大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 鉄道線<del>-(小田原～強羅間)-</del> <del>夫人片道普通旅客運賃は、</del>別表第1号ロに定める額とする。</p> <p>(2) 鋼索線<del>-(強羅～早雲山間)-</del> <del>夫人片道普通旅客運賃は、</del>別表第1号ハに定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>(大人定期旅客運賃)</p> <p><b>第95条</b> 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>1 鉄道線</p>

改 定	現 行
<p>ア 通勤定期旅客運賃は、別表第1号ニに定める額とする。 イ 通学定期旅客運賃は、別表第1号ホに定める額とする。</p> <p><u>(2) 鋼索線</u> ア 通勤定期旅客運賃は、別表第1号へに定める額とする。 イ 通学定期旅客運賃は、別表第1号トに定める額とする。</p> <p>(中 略)</p>	<p>ア <del>→大人</del>通勤定期旅客運賃は、別表第1号ニに定める額とする。 イ <del>→大人</del>通学定期旅客運賃は、別表第1号ホに定める額とする。</p> <p>2 鋼索線 ア <del>→大人</del>通勤定期旅客運賃は、別表第1号へに定める額とする。 イ <del>→大人</del>通学定期旅客運賃は、別表第1号トに定める額とする。</p> <p>(中 略)</p>
<p>(団体旅客運賃) <b>第111条</b> 第43条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 学生団体 学生・生徒・児童及び幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道線 ア 大人・教職員・付添人及び旅行あつ旋人 25人以上 2割引 100人以上 2割5分引</li> <li>イ 小児 25人以上 2割引 100人以上 2割5分引</li> <li>・鋼索線 ア 大人・教職員・付添人及び旅行あつ旋人 25人以上 5割引 100人以上 5割引</li> <li>イ 小児 25人以上 3割引 100人以上 3割引</li> </ul> <p>当該学生団体旅客が51人以上100人までのときは内1人、101人以上のときは内2人、以後100人を増す<u>ごとに</u>内1人の教職員、旅行あつ旋人等の旅客運賃を収受しない。</p> <p>(2) 普通団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道線・鋼索線 ア 25人以上 1割引5分引 100人以上 2割引</li> <li>イ 付添人及び旅行あつ旋人も同率の割引率とする。</li> </ul> <p>当該団体旅客が51人以上100人までのときは内1人、101人以上のときは内2人、以後100人を増す<u>ごとに</u>内1人の付添人、旅行あつ旋人等の旅客運賃を収受しない。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(団体旅客運賃) <b>第111条</b> 第43条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(1) 学生団体 学生・生徒・児童及び幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道線 ア 大人・教職員・付添人及び旅行あつ旋人 25人以上 2割引 100人以上 2割5分引</li> <li>イ 小児 25人以上 2割引 100人以上 2割5分引</li> <li>・鋼索線 ア 大人・教職員・付添人及び旅行あつ旋人 25人以上 5割引 100人以上 5割引</li> <li>イ 小児 25人以上 3割引 100人以上 3割引</li> </ul> <p>当該学生団体旅客が51人以上100人までのときは内1人、101人以上のときは内2人、以後100人を増す毎に内1人の教職員、旅行あつ旋人等の旅客運賃を収受しない。</p> <p>(2) 普通団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道線・鋼索線 ア 25人以上 1割引5分引 100人以上 2割引</li> <li>イ 付添人及び旅行あつ旋人も同率の割引率とする。</li> </ul> <p>当該団体旅客が51人以上100人までのときは内1人、101人以上のときは内2人、以後100人を増す毎に内1人の付添人、旅行あつ旋人等の旅客運賃を収受しない。</p> <p>(中 略)</p>
<p>(定期乗車券以外の乗車券類が無効となる場合) <b>第167条</b> 定期乗車券以外の乗車券類は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旅客運賃割引証を引換に購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。</li> <li>(2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。</li> <li>(3) 第25条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。</li> <li>(4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。</li> <li>(5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。</li> <li>(6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券<u>もしくは</u>、回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用してその各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。</li> <li>(7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。</li> <li>(8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。</li> <li>(9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。</li> <li>(10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。</li> <li>(11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第152条に規定する場合を除く。</li> <li>(12) 乗車する列車等を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したとき。</li> <li>(13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。</li> <li>(14) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。</li> </ol> <p>2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(定期乗車券以外の乗車券類が無効となる場合) <b>第167条</b> 定期乗車券以外の乗車券類は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旅客運賃割引証を引換に購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。</li> <li>(2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。</li> <li>(3) 第25条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。</li> <li>(4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。</li> <li>(5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。</li> <li>(6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券若しくは、回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用してその各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。</li> <li>(7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。</li> <li>(8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。</li> <li>(9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。</li> <li>(10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。</li> <li>(11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第152条に規定する場合を除く。</li> <li>(12) 乗車する列車等を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したとき。</li> <li>(13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。</li> <li>(14) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。</li> </ol> <p>2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。</p> <p>(中 略)</p>



改定

(乗車券類の駅名等の表示方)

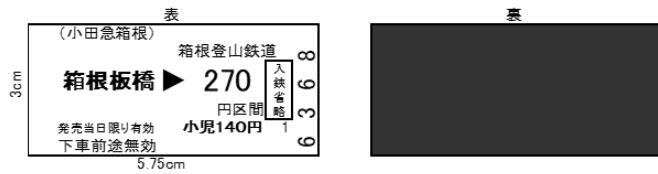
第187条 乗車券類の駅名等の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券類の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車等の発駅名及び着駅名を表示する。
- (2) 普通片道乗車券は着駅名を「何円区間」の例により金額で表示することがある。

(中略)

(常備片道乗車券の様式)

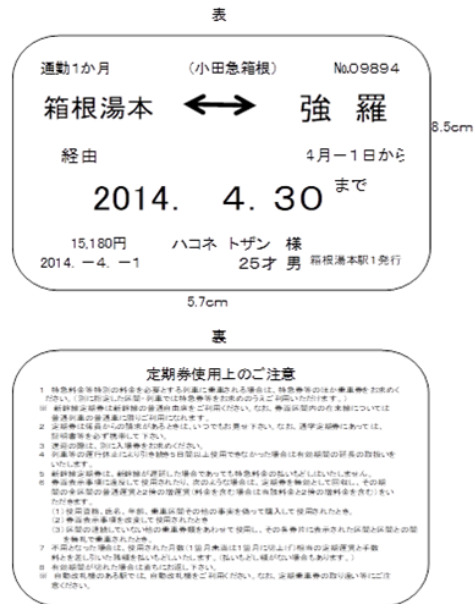
第189条 常備片道乗車券の様式は、次のとおりとする。  
金額式大人小児用 (自動券売機用)



(中略)

(定期乗車券の様式)

第199条 定期乗車券の様式は次のとおりとする。  
定期券発行機で発行する様式  
大人用



(中略)

(回数乗車券の様式)

第203条 普通回数乗車券の様式は次のとおりとする。  
回数乗車券発行機用 (大人用・小児用)



(中略)

現行

(乗車券類の駅名等の表示方)

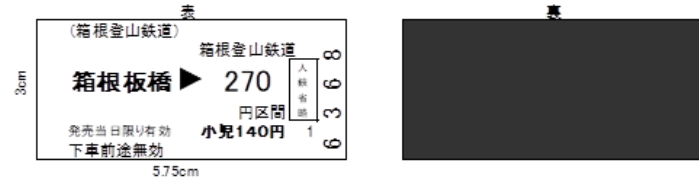
第187条 乗車券類の駅名等の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券類の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車等の発駅名及び着駅名を表示する。
- (2) 普通片道乗車券は着駅名を金額をもって表示することがある。

(中略)

(常備片道乗車券の様式)

第189条 常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。  
~~(1)~~ 金額式大人小児用 (自動券売機用)



(中略)

(定期乗車券の様式)

第199条 定期乗車券の様式は次のとおりとする。  
~~(1)~~ 定期券発行機で発行する様式  
大人用



(中略)

(回数乗車券の様式)

第203条 普通回数乗車券の様式は次のとおりとする。  
~~(1)~~ 回数乗車券発行機用 (大人用・小児用)



(中略)

改定

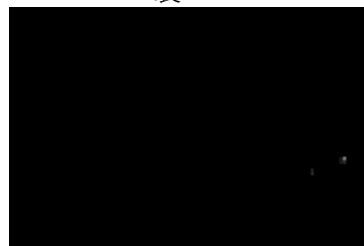
(団体乗車券の様式)

第208条 団体乗車券の様式は次のとおりとする。

- (1) 一般用  
(省略)
- (2) 乗車券発行機用

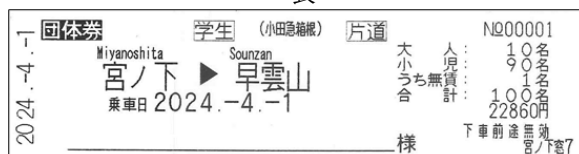
表

裏



(サイズ 縦 57.5mm.×85.0mm.)

表



裏



(サイズ 縦 30.0mm.×1150.0mm.)

(中略)

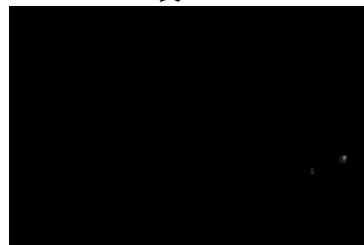
(特別急行券の様式)

第211条 特別急行券の様式は次のとおりとする。

- (1) 一般用  
(省略)
- (2) 乗車券発行機用

表

裏



(サイズ 縦 57.5mm.×85.0mm.)

現行

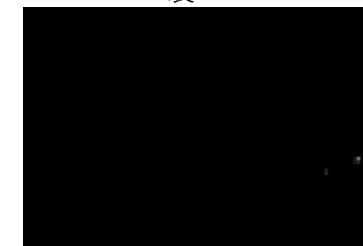
(団体乗車券の様式)

第208条 団体乗車券の様式は次のとおりとする。

- (1) 一般用  
(省略)
- (2) 乗車券発行機用

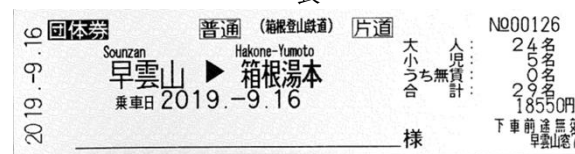
表

裏



(サイズ 縦 57.5mm.×85.0mm.)

表



裏



(サイズ 縦 30.0mm.×1150.0mm.)

(中略)

(特別急行券の様式)

第211条 特別急行券の様式は次のとおりとする。

- (1) 一般用  
(省略)
- (2) 乗車券発行機用

表

裏



(サイズ 縦 57.5mm.×85.0mm.)

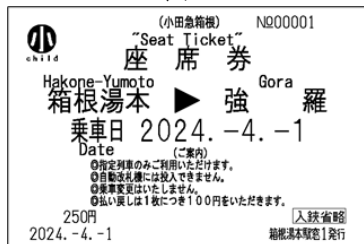


改定

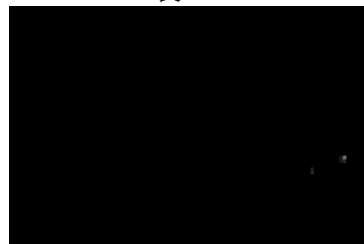
(座席券の様式)

第211条の2 座席券の様式は次のとおりとする。

表



裏



(サイズ 縦 57.5mm.×85.0mm.)

2 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。

(中 略)

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第246条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間からすでに経過した日数(取扱いの当日は含めない)を差引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第154条に規定する日数とする。

(別途乗車)

第247条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき、又は旅客運賃計算の打切等によって旅客の希望すると**おりの**変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない駅間について、別途乗車として、その駅間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

2 旅客が乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の駅間を別途に乗車する場合、又は当該駅から折返して、原乗車券の発着区間内に乗車する場合は前項の規定に準じて取扱う。

(中 略)

(特別急行列車及び社が別に指定した列車利用旅客に対する無札の場合の取扱い)

第267条 第264条(第1項第1号を除く)及び第266条の規定は、特別急行券、サルーン券及び座席券に準用する。

2 係員の承諾を得ず、特別急行券及び座席券を事前に購入せずに特別急行列車及び社が別に指定した列車に乗車した旅客のうち、第13条第3項の規定に従わない旅客は、第264条第1項第1号の規定に該当するとみなし、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの車内特別急行料金**又は**車内座席券料金を相当する料金と、その2倍の増料金とを**あわせて**収受する。

3 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第268条 旅客が、旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、**すでに**乗車した区間については、無札旅客として第264条・第266条又は前条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、又係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃・料金は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、この限りではない。

3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類(定期乗車券及び回数乗車券を除く。)を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃・料金の払い戻し)

第269条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明とを**もより**駅に差し出して、発見した乗車券類1枚につき100円、鋼

現行

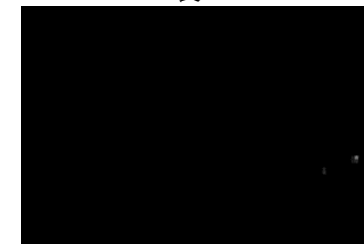
(座席券の様式)

第211条の2 座席券の様式は次のとおりとする。

表



裏



(サイズ 縦 57.5mm.×85.0mm.)

2 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。

(中 略)

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第246条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数(取扱いの当日は含めない)を差引いた残余の日数とする。ただし、乗車券類変更の取扱いをする場合は、第154条に規定する日数とする。

(別途乗車)

第247条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき、又は旅客運賃計算の打切等によって旅客の希望する**通りの**変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない駅間について、別途乗車として、その駅間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

2 旅客が乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の駅間を別途に乗車する場合、又は当該駅から折返して、原乗車券の発着区間内に乗車する場合は前項の規定に準じて取扱う。

(中 略)

(特別急行列車及び社が別に指定した列車利用旅客に対する無札の場合の取扱い)

第267条 第264条(第1項第1号を除く)及び第266条の規定は、特別急行券、サルーン券及び座席券に準用する。

2 係員の承諾を得ず、特別急行券及び座席券を事前に購入せずに特別急行列車及び社が別に指定した列車に乗車した旅客のうち、第13条第3項の規定に従わない旅客は、第264条第1項第1号の規定に該当するとみなし、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの車内特別急行料金**または**車内座席券料金を相当する料金と、その2倍の増料金とを併せて収受する。

3 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第268条 旅客が、旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、無札旅客として第264条・第266条又は前条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、又係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃・料金は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、この限りではない。

3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類(定期乗車券及び回数乗車券を除く。)を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃・料金の払い戻し)

第269条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明とを最寄駅に差し出して、発見した乗車券類1枚につき100円、鋼索

改 定	現 行
<p>索線のみは80円（ただし連絡乗車券類にあっては220円）の手料金を支払い、その旅客運賃について払い戻しの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。</p>	<p>線のみは80円（ただし連絡乗車券類にあっては220円）の手料金を支払い、その旅客運賃について払い戻しの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。</p>
<p>（団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱方）  <b>第270条</b> 旅客が団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第268条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再交付をすることができる。ただし、再交付の請求をしたときにおいて当該乗車券について<u>すでに</u>その旅客運賃の払い戻しをしている場合は除く。</p>	<p>（団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱方）  <b>第270条</b> 旅客が団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第268条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再交付をすることができる。ただし、再交付の請求をしたときにおいて当該乗車券について既にその旅客運賃の払い戻しをしている場合は除く。</p>
<p>（旅行開始前の旅客運賃の払い戻し）  <b>第271条</b> 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉄前かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始前を含む。）であるときに限って、これを<u>もより</u>の駅に差し出して<u>すでに</u>支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき100円、鋼索線のみは80円（ただし連絡乗車券にあっては220円）を支払うものとする。  2 前項の規定により払い戻しの請求をした乗車券が往復を発売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払い戻しの額は、同項の規定にかかわらず、<u>すでに</u>収受した往復旅客運賃から<u>すでに</u>使用した往片等の券片区間に対する普通旅客運賃及び手数料を差し引いた残額とする。  3 乗車する列車等を指定して発売した特別急行券、サルーン券及び座席券について第1項の払い戻しの請求をしようとするときは、その列車等が、特別急行券、サルーン券及び座席券の券面に表示された乗車駅を出発する時刻までにしなければならない。  4 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。</p>	<p>（旅行開始前の旅客運賃の払い戻し）  <b>第271条</b> 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉄前かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始前を含む。）であるときに限って、これを最寄の駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき100円、鋼索線のみは80円（ただし連絡乗車券にあっては220円）を支払うものとする。  2 前項の規定により払い戻しの請求をした乗車券が往復を発売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払い戻しの額は、同項の規定にかかわらず、既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する普通旅客運賃及び手数料を差し引いた残額とする。  3 乗車する列車等を指定して発売した特別急行券、サルーン券及び座席券について第1項の払い戻しの請求をしようとするときは、その列車等が、特別急行券、サルーン券及び座席券の券面に表示された乗車駅を出発する時刻までにしなければならない。  4 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。</p>
<p>（使用開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払い戻し）  <b>第272条</b> 前条第1項の規定は、有効期間の開始前の定期乗車券<u>ならびに</u>使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、定期乗車券についての手料金は1枚につき220円、回数乗車券についての手料金は1冊につき220円とする。</p>	<p>（使用開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払い戻し）  <b>第272条</b> 前条第1項の規定は、有効期間の開始前の定期乗車券並びに使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、定期乗車券についての手料金は1枚につき220円、回数乗車券についての手料金は1冊につき220円とする。</p>
<p>（特別急行料金、サルーン料金及び座席料金の払い戻し）  <b>第273条</b> 旅客は特別急行券、サルーン券及び座席券が不要となった場合は、その指定を受けた列車がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、<u>すでに</u>支払った特別急行料金、サルーン料金及び座席料金の払い戻しを請求することができる。この場合旅客は手数料として、特別急行券及び座席券については100円、サルーン券については400円を支払うものとする。  2 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。</p>	<p>（特別急行料金、サルーン料金及び座席料金の払い戻し）  <b>第273条</b> 旅客は特別急行券、サルーン券及び座席券が不要となった場合は、その指定を受けた列車がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った特別急行料金、サルーン料金及び座席料金の払い戻しを請求することができる。この場合旅客は手数料として、特別急行券及び座席券については100円、サルーン券については400円を支払うものとする。  2 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。</p>
<p>（旅行開始前の団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払い戻し）  <b>第273条の2</b> 旅客は旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、<u>すでに</u>支払った団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円（運賃予約金を充当して発行したものについては、運賃予約金に相当する額）を支払うものとする。  2 団体旅客又は貸切旅客の人員が旅行開始前に減少した場合は、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払い戻しすることができる。  3 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。</p>	<p>（旅行開始前の団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払い戻し）  <b>第273条の2</b> 旅客は旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円（運賃予約金を充当して発行したものについては、運賃予約金に相当する額）を支払うものとする。  2 団体旅客又は貸切旅客の人員が旅行開始前に減少した場合は、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払い戻しすることができる。  3 「夜のあじさい号」については、別に定めるものとする。</p>
<p>（中 略）</p>	<p>（中 略）</p>
<p>（定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し）  <b>第277条</b> 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期限内であるときに限って、これを定期乗車券の発売駅に差し出して、<u>すでに</u>支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円支払うものとする。  2 定期乗車券について前項の払い戻しを請求する場合、第272条第2項の規定を準用する。  3 第1項の計算については、払い戻し請求の当日は経過日数に算入し、又1箇月未満の経過日数は1箇月と</p>	<p>（定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し）  <b>第277条</b> 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期限内であるときに限って、これを定期乗車券の発売駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円支払うものとする。  2 定期乗車券について前項の払い戻しを請求する場合、第272条第2項の規定を準用する。  3 第1項の計算については、払い戻し請求の当日は経過日数に算入し、又1箇月未満の経過日数は1箇月と</p>



改 定	現 行
<p>して計算する。</p> <p>4 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。</p> <p>(1) 使用経過月数が1箇月又は、3箇月のときは各その月数に相当する定期旅客運賃</p> <p>(2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額</p> <p>(3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算</p> <p>(4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額</p> <p>(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し)</p> <p><b>第277条の2</b> 旅客は回数乗車券の使用開始後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、<u>すでに</u>支払った回数旅客運賃から使用済み券片数に対する普通旅客運賃及び、手数料220円差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。</p> <p>(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻し)</p> <p><b>第278条</b> 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であって、かつその所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30日を限度とする。)について乗車券の有効期間の延長を請求し、又は<u>すでに</u>支払った旅客運賃から<u>すでに</u>乗車した区間の旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払い戻しを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき100円(連絡乗車券にあっては220円、鋼索線のみは80円、小田急線のみは100円)を支払うものとする。</p> <p>(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき</p> <p>(2) 国会からの喚問、その他これに類する行政権又は司法権の発動によって旅行を中止したとき</p> <p>2 前項の規定による有効期間延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。</p> <p>3 定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。</p> <p>4 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ旅行を開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとるものとする。この場合、旅客が第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(列車等の運行不能遅延等の場合の取扱方)</p> <p><b>第282条</b> 事故発生前に購入した乗車券を所持する旅客(定期乗車券を使用する旅客を除く。)は次の各号の1に該当する事由が発生した場合は、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし回数乗車券を使用する旅客は無賃送還の取扱いに限って、これを請求することができる。</p> <p>(1) 列車などが運行不能となったとき</p> <p>ア 第282条の2に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払い戻し</p> <p>イ 第283条に規定する有効期間の延長</p> <p>ウ 第284条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払い戻し</p> <p>エ 第287条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃の払い戻し</p> <p>(2) 列車等が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車等の出発時間から2時間以上にわたって目的地に出発する列車等に接続を欠いたとき又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき</p> <p>ア 第282条の2に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払い戻し</p> <p>イ 第283条に規定する有効期間の延長</p> <p>ウ 第284条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払い戻し</p> <p>2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券(定期乗車券及び回数乗車券を除く。)が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内(前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。)であるときに限ってこれを駅に差し出して<u>すでに</u>支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。</p> <p>(中 略)</p>	<p>して計算する。</p> <p>4 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。</p> <p>(1) 使用経過月数が1箇月又は、3箇月のときは各その月数に相当する定期旅客運賃</p> <p>(2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額</p> <p>(3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算</p> <p>(4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額</p> <p>(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し)</p> <p><b>第277条の2</b> 旅客は回数乗車券の使用開始後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、既に支払った回数旅客運賃から使用済み券片数に対する普通旅客運賃及び、手数料220円差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。</p> <p>(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻し)</p> <p><b>第278条</b> 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であって、かつその所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30日を限度とする。)について乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払い戻しを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき100円(連絡乗車券にあっては220円、鋼索線のみは80円、小田急線のみは100円)を支払うものとする。</p> <p>(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき</p> <p>(2) 国会からの喚問、その他これに類する行政権又は司法権の発動によって旅行を中止したとき</p> <p>2 前項の規定による有効期間延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。</p> <p>3 定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。</p> <p>4 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ旅行を開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとるものとする。この場合、旅客が第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(列車等の運行不能遅延等の場合の取扱方)</p> <p><b>第282条</b> 事故発生前に購入した乗車券を所持する旅客(定期乗車券を使用する旅客を除く。)は次の各号の1に該当する事由が発生した場合は、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし回数乗車券を使用する旅客は無賃送還の取扱いに限って、これを請求することができる。</p> <p>(1) 列車などが運行不能となったとき</p> <p>ア 第282条の2に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払い戻し</p> <p>イ 第283条に規定する有効期間の延長</p> <p>ウ 第284条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払い戻し</p> <p>エ 第287条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃の払い戻し</p> <p>(2) 列車等が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車等の出発時間から2時間以上にわたって目的地に出発する列車等に接続を欠いたとき又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき</p> <p>ア 第282条の2に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払い戻し</p> <p>イ 第283条に規定する有効期間の延長</p> <p>ウ 第284条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払い戻し</p> <p>2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券(定期乗車券及び回数乗車券を除く。)が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内(前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。)であるときに限ってこれを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。</p> <p>(中 略)</p>



改 定	現 行
<p>(無賃送還の取扱方)</p> <p><b>第284条</b> 第282条第1項の規定による旅客の無賃送還の取扱いは次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。</p> <p>(2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車(特別急行列車を除く)による。</p> <p>(3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路によって取扱うものとする。ただし、やむを得ない事由によって乗車券に表示された経路により無賃送還の取扱いができないときは、他の経路の列車等により乗車させるときがある。</p> <p>(4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。</p> <p>(5) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。</p> <p>2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより、旅客運賃の払い戻しをする。ただし、回数乗車券を所持する旅客については払い戻しの取扱いをしない。</p> <p>(1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したとき、<u>すでに</u>収受した旅客運賃の全額。</p> <p>(2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還したとき、又は旅客が無賃送還中の途中駅において下車したとき。</p> <p>ア 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅に対する無割引の普通旅客運賃。</p> <p>イ 原乗車券が割引のものであるときは、途中駅・着駅に対する当該割引の普通旅客運賃。</p> <p>3 第1項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示に従って使用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	<p>(無賃送還の取扱方)</p> <p><b>第284条</b> 第282条第1項の規定による旅客の無賃送還の取扱いは次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。</p> <p>(2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車(特別急行列車を除く)による。</p> <p>(3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路によって取扱うものとする。ただし、やむを得ない事由によって乗車券に表示された経路により無賃送還の取扱いができないときは、他の経路の列車等により乗車させるときがある。</p> <p>(4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。</p> <p>(5) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。</p> <p>2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより、旅客運賃の払い戻しをする。ただし、回数乗車券を所持する旅客については払い戻しの取扱いをしない。</p> <p>(1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したとき、既に収受した旅客運賃の全額。</p> <p>(2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還したとき、又は旅客が無賃送還中の途中駅において下車したとき。</p> <p>ア 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅に対する無割引の普通旅客運賃。</p> <p>イ 原乗車券が割引のものであるときは、途中駅・着駅に対する当該割引の普通旅客運賃。</p> <p>3 第1項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示に従って使用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>
<p>(運行休止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻し)</p> <p><b>第288条</b> 定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止の<u>ため</u>、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅(定期乗車券にあっては定期乗車券の発売駅。)に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、又は次の各号に定める金額の払い戻しを請求することができる。</p> <p>(1) 定期乗車券については、使用しない区間(2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する)の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数(第37条第2項の規定によりは数となる日数を付加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数)で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割り額に休止日数を乗じ、<u>は数</u>計算した額。</p> <p>ア 有効期間が1箇月のものにあつては、30日</p> <p>イ 有効期間が3箇月のものにあつては、90日</p> <p>ウ 有効期間が6箇月のものにあつては、180日</p> <p>(2) 回数乗車券については、回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した額。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	<p>(運行休止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻し)</p> <p><b>第288条</b> 定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止の<u>為</u>、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅(定期乗車券にあっては定期乗車券の発売駅。)に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、又は次の各号に定める金額の払い戻しを請求することができる。</p> <p>(1) 定期乗車券については、使用しない区間(2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する)の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数(第37条第2項の規定によりは数となる日数を付加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数)で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割り額に休止日数を乗じ、<u>端数</u>計算した額。</p> <p>ア 有効期間が1箇月のものにあつては、30日</p> <p>イ 有効期間が3箇月のものにあつては、90日</p> <p>ウ 有効期間が6箇月のものにあつては、180日</p> <p>(2) 回数乗車券については、回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した額。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>
<p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p><b>第290条</b> 旅客は第282条、第289条又は第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条又は第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。</p> <p>2 旅客は列車等の運行不能<u>もしくは</u>遅延が発生した場合、車両の故障等又は第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検<u>もしくは</u>同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>(誤乗区間無賃送還の取扱方)</p> <p><b>第292条</b> 前条の規定による無賃送還中は途中下車の取扱いをしない。</p> <p>2 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び<u>すでに</u>送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。</p>	<p>(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)</p> <p><b>第290条</b> 旅客は第282条、第289条又は第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条又は第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。</p> <p>2 旅客は列車等の運行不能若しくは遅延が発生した場合、車両の故障等又は第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車等に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>(誤乗区間無賃送還の取扱方)</p> <p><b>第292条</b> 前条の規定による無賃送還中は途中下車の取扱いをしない。</p> <p>2 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。</p>

改 定

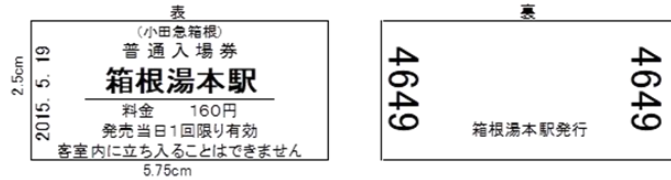
(乗車券の誤購入の場合の取扱方)

- 第293条** 旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なった乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の類似、その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは正当な乗車券に変更の取扱いをする。
- 2 前項の場合はすでに収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足賃は収受し、過剰金は払い戻しする。

(中 略)

(入場券の様式)

**第298条** 入場券の様式は次のとおりとする。



(中 略)

(手回り品及び持込禁制品)

- 第307条** 旅客は第308条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。
- 別表第2号にあげるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼす恐れがあるもの。
  - 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く）
  - 暖炉及びこん炉（乗車中に使用する恐れがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
  - 死体
  - 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな類及び魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬又は同条第4項に規定する小動物を除く。）
  - 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかける恐れがあるもの。
  - 車両を破損する恐れがあるもの。
- 2 前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容の点検をすることがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによつて、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

(中 略)

(一時預り料)

- 第320条** 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、一時預り料1,000円を収受する。ただし、預け入れの日から6日以後の日についてはその2倍とする。
- 2 前項の規定による料金は、携帯品預け入れの際に、預け入れ当日1日分の相当額を収受し、預け入れ日数が2日以上のもは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。ただし、預け入れの日から6日以降の日数については、前項規定料金の2倍とする。

(一時預り整理票)

**第321条** 携帯品の一時預りを受け付けるときは一時預り整理票を交付する。

現 行

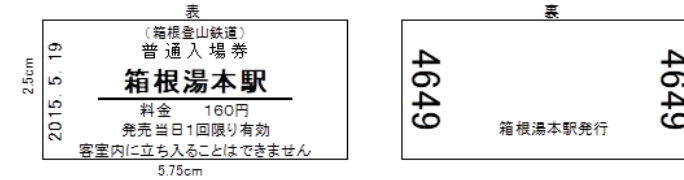
(乗車券の誤購入の場合の取扱方)

- 第293条** 旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なった乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の類似、その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは正当な乗車券に変更の取扱いをする。
- 2 前項の場合は既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足賃は収受し、過剰金は払い戻しする。

(中 略)

(入場券の様式)

**第298条** 入場券の様式は次のとおりとする。



(中 略)

(手回り品及び持込禁制品)

- 第307条** 旅客は第308条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。
- 別表第2号にあげるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼす恐れがあるもの。
  - 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く）
  - 暖炉及びこん炉（乗車中に使用する恐れがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
  - 死体
  - 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな類及び魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は同条第4項に規定する小動物を除く。）
  - 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかける恐れがあるもの。
  - 車両を破損する恐れがあるもの。
- 2 前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容の点検をすることがある。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによつて、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

(中 略)

(一時預り料)

- 第320条** 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、~~次の各号の~~一時預り料を収受する。ただし、預け入れの日から6日以後の日についてはその2倍とする。
- ~~(1) ゴルフのクラブバッグあるいは大型のキャリアケース等、3辺の最大の和が120センチメートルを超えるもの 600円~~
- ~~(2) 前号以外のもの 400円~~
- 2 前項の規定による料金は、携帯品預け入れの際に、預け入れ当日1日分の相当額を収受し、預け入れ日数が2日以上のもは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。ただし、預け入れの日から6日以降の日数については、前項規定料金の2倍とする。

(一時預り整理票)

**第321条** 携帯品の一時預りを受け付けるときは一時預り整理票を交付する。

改 定

2 一時預り整理票の様式は次のとおりとする。

<p style="text-align: center;">表 乙</p> <p style="text-align: center;">一時預り整理票</p> <p>No. 12345</p> <p>預り月日 ( )</p> <p>引渡月日 ( )</p> <p>当日 1,000円 2日目以降 駅</p> <hr/> <p>No.12345</p> <p>小田急箱根 甲</p> <p>Baggage Claim Ticket</p> <p>引換券</p> <p>No. 12345</p> <p style="text-align: right;">駅</p>	<p style="text-align: center;">裏</p> <p>Tel</p> <p>電話番号 _____</p> <p>Name</p> <p>氏名 _____</p> <hr/> <p style="text-align: center;">Baggage Claim Ticket</p> <p style="text-align: center;">引換券</p>
--	--

備考

- (1) 甲及び乙の2片制とし、甲片を預け主に交付する。
- (2) 甲片の上部左方ならびに乙片中央及び左方に直径4ミリメートルの穴をあける。

- (3) 青色刷とする。
- (4) 甲及び乙の両片にわたって、番号（初号ゴシック活字）を赤色で表示する。
- (5) 紙質は上質紙 110g/m<sup>2</sup>とする。

(中 略)

別表2 危険品目表 (省 略)

(以下略)

現 行

2 一時預り整理票の様式は次のとおりとする。

~~(1) 第320条第1項(1)のもの~~

<p style="text-align: center;">表 乙</p> <p style="text-align: center;">箱根登山鉄道</p> <p style="text-align: center;">一時預り整理票</p> <p>No. 12345</p> <p>預り月日 ( )</p> <p>引渡月日 ( )</p> <p>当日 600円 2日目以降 駅</p> <p>(大型バッグ用)</p> <hr/> <p>No.12345</p> <p>箱根登山鉄道 甲</p> <p>No. 12345</p> <p>(大型バッグ用) 駅</p>	<p style="text-align: center;">裏</p> <p>電話番号 _____</p> <p>氏名 _____</p>
--	--

~~(2) 第320条第1項(2)のもの~~

<p style="text-align: center;">表 乙</p> <p style="text-align: center;">箱根登山鉄道</p> <p style="text-align: center;">一時預り整理票</p> <p>No. 12345</p> <p>預り月日 ( )</p> <p>引渡月日 ( )</p> <p>当日 400円 2日目以降 駅</p> <hr/> <p>No.12345</p> <p>箱根登山鉄道 甲</p> <p>No. 12345</p> <p style="text-align: right;">駅</p>	<p style="text-align: center;">裏</p> <p>電話番号 _____</p> <p>氏名 _____</p>
--	--

備考

- (1) 甲および乙の2片制とし、甲片を預け主に交付する。
- (2) 甲片の上部左方ならびに乙片中央および左方に直径4ミリメートルの穴をあける。

~~(3) 番号は、1号から20,000号までとする。~~

- (4) 青色刷とする。
- (5) 甲片および乙の両片にわたって、番号（初号ゴシック活字）を赤色で表示する。
- (6) 紙質は上質紙 110g/m<sup>2</sup>とする。

(中 略)

別表2 危険品目表 (省 略)

(以下略)

附則

この規則は、2024年4月1日より実施する。